年発 0331 第 7 号 平成 26 年 3 月 31 日

日本年金機構理事長

厚生労働省年金局長 (公印省略)

「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」の一部改正について

生計維持関係等の認定に係る事務については、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発第0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「通知」という。)により取り扱われているところである。

今般、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 62 号)及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令(平成 26 年政令第 9 号)の施行に伴い、通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日以降に受給権者が死亡した場合の未支給年金について適用することとするので、遺漏のないよう取り扱われたい。

○生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて(平成23年3月23日年発0323第1号) 新旧対照表

## 改正後

[別添] 生計維持・生計同一関係等に係る認定基準及びその取扱いについて

- 3 生計同一の関する認定要件
- (1) 認定の要件

生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に 係る生計同一関係の認定に当たっては、次に該当 する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じ くする者に該当するものとする。

① 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者 が配偶者又は子である場合

ア~ウ (略)

② 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者 が死亡した者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又 はこれらの者以外の三親等内の親族である場合

ア~ウ (略)

(2) (略)

## 現 行

[別添] 生計維持・生計同一関係等に係る認定基準及びその取扱いについて

- 3 生計同一の関する認定要件
- (1) 認定の要件

生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に 係る生計同一関係の認定に当たっては、次に該当 する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じ くする者に該当するものとする。

① 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者 が配偶者又は子である場合

ア~ウ (略)

② 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者 が死亡した者の父母、孫、祖父母<u>又は兄弟姉妹</u> である場合

ア~ウ (略)

(2) (略)